

令和4年度

第2回

第50回岡山市都市計画審議会議事録

令和5年2月2日開催

第50回 岡山市都市計画審議会議事録（令和4年度第2回）	
1 日 時	令和5年2月2日（木）午前10時30分 開会 午前11時10分 閉会
2 場 所	岡山市勤労者福祉センター 5階 体育集会室
3 出席委員	18名
4 事務局 （関係課）	都市整備局 都市・交通部 都市計画課 都市整備局 住宅・建築部 建築指導課 環境局 環境部 環境事業課
5 議 事	第1号議案 藤クリーン株式会社一般廃棄物処理施設の敷地の位置 について（建築基準法第51条ただし書きによる許可）
6 傍 聴 者	1名

	<p style="text-align: center;">【開会】</p> <p style="text-align: center;">午前10時30分</p>
事務局	<p>【挨拶】</p>
会長	<p>【定数確認】</p> <p>【会議の公開の決定】</p> <p>【署名委員指名】</p> <p style="text-align: center;">～議事進行～</p>
	<p>【第1号議案の審議】</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>表紙をめくって、1ページ目をご覧ください。</p> <p>まず、都市計画審議会に付議する理由についてですが、ページ左側上段をご覧ください。</p> <p>建築基準法第51条では、都市計画区域内において、廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置を決定しているものでなければ新築・増築はできないとされています。ただし、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築・増築が可能となると定められています。</p> <p>都市計画運用指針では、恒久的かつ広域的な処理を行うものについては都市計画決定することが望ましいとされており、一般的に、公共が設置するものについては都市計画決定を行い、民間が設置するものについては建築基準法第51条ただし書きによる許可を原則として運用しております。</p> <p>今回審議いただく案件は、民間が設置し、岡山市からの委託を受けて一般廃棄物の処理を行う施設であり、建築基準法第51条ただし書きの許可を要するものです。特定行政庁としては、その敷地の位置が都市計画上支障がないものと考えられるため、岡山市都市計画審議会に付議させていただくものです。</p> <p>ページ左側中段以降に、関係法令の抜粋を示しております。</p> <p>今回付議する案件は、下段に表記がある一般廃棄物処理施設のうち、1日当たりの処理能力が5トン以上のものに該当します。</p>

一般廃棄物処理施設を新築する理由ですが、ページ右側上段をご覧ください。

令和3年6月11日に公布、令和4年4月1日に施行されましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第6条において、市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められていることから、岡山市は、市内の一般家庭から排出される廃プラスチックの焼却処分に伴う温室効果ガスの排出量の抑制や再商品化によるプラスチック資源の循環利用推進を目的として、岡山市プラスチック資源中間処理業務委託を発注し、申請者と令和4年6月10日に契約を締結しており、申請者は令和6年3月1日までに一般廃棄物処理施設である廃プラスチック選別・圧縮施設を新築し、事業開始を目指すものであります。

ページ右側下段が、事業予定のスケジュールになります。

資料2ページをご覧ください。

ページ左側に、藤クリーン株式会社の敷地の位置関係を示しております。

ページ右側上段をご覧ください。

施設の概要ですが、事業者は藤クリーン株式会社、位置は岡山市南区藤田字都1664番1の一部、主要用途は一般廃棄物処理施設である廃プラスチック選別・圧縮施設、敷地面積は約1万4,700平方メートルとなっております。市街化調整区域であることから用途地域の指定はなく、処理能力は、一般廃棄物の廃プラスチック選別・圧縮が1日当たり46.7トンとなっております。

廃棄物の処理過程についてですが、藤クリーンは、岡山市内の一般家庭から排出される廃プラスチックの選別・圧縮といった中間処理を行い、再商品化を行う指定法人へ引き渡す業務を計画しております。今回、この選別・圧縮が一般廃棄物処理施設に該当し、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく敷地の位置について許可を得るべく、本審議会に付議を行うものです。選別作業で排出される不適合物は、

岡山市が指定する処理施設で処理する計画となっております。

敷地の位置について検討する際の都市計画上の観点についてですが、1つ目として、敷地及び周辺の用途地域の指定状況や、風致地区や景勝地の有無、学校、病院との位置関係など、当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合が挙げられます。2つ目として、搬出入車両の増加に伴う交通への影響、生活環境影響調査による評価など、都市環境への影響が挙げられます。

まず、1つ目の、当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合についてですが、当該廃棄物処理施設の敷地は市街化調整区域に位置しています。現在は土石の堆積場として利用されており、隣接地には産業廃棄物処理施設と岡山市のスポーツ広場が立地しています。周辺には農地が多くあるものの、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の所管部局に対し意見照会をしましたが、本申請施設の設置で支障となる意見は出ておりません。また、近隣に民家が少数あるものの、住居系の用途地域は隣接しておらず、生活環境影響調査においては、生活環境への影響は軽微であると評価されており、一般廃棄物処理施設の立地場所として問題ないと考えられます。また、周辺には風致地区や景勝地もなく、学校、病院などの都市施設も事業予定地から離れており、影響がない位置にあるため、既存の都市計画との整合に問題はないと判断しております。

資料3 ページをご覧ください。

2つ目の、都市環境への影響についてですが、ページ左側上段をご覧ください。

施設の稼働に伴う車両増加台数は、パッカー車等が1日当たり100台、製品回収用の大型トラックが2日に1台となっております。搬入経路となる県道藤田妹尾線の現況交通量は1日当たり515台で、その大部分が隣接する産業廃棄物処理施設の関係車両であり、法定最高速度は30キロですが、隣接施設を含めた関係車両については、申請者側で任意に定めた最高速度20キロを遵守します。また、藤田3号線の現況交通量は1日当たり135台であり、搬出入経路はともに直線で

見通しがよく、車両同士の行き違いにも支障がないことから、新たな車両が増加した場合でも交通への影響は軽微であると考えられます。

また、生活環境影響調査による評価についても、岡山市環境局にて技術的審査を行って、問題ないと判断されています。下段と右側上段に、予測結果及び評価を示しています。

よって、都市環境への影響は問題ないと判断しております。

同じページの付近見取図で、民家との距離を示しています。

以上のことから、当案件はその敷地の位置が都市計画上支障がないものと考えております。

資料4 ページ目をご覧ください。

藤クリーン株式会社の一般廃棄物処理施設の位置図になります。

資料5 ページ目をご覧ください。

計画図になります。赤線で囲った範囲が、法第51条許可区域になります。

資料6 ページをご覧ください。

配置図になります。赤線で囲い、青で塗り潰した範囲が法51条の許可施設、青線で囲った建物が法51条の関連施設になります。

資料7 ページをご覧ください。

ページ左上が処理フロー図になります。岡山市内の一般家庭から排出される1日当たり46.7トンのプラスチックごみを受け入れ、選別・圧縮を行い、再商品化を行う指定法人へ引き渡します。排出される不適合物である可燃ごみは、東部クリーンセンター及び当新田環境センターへ、不燃ごみと資源化物は、東部リサイクルプラザ及び山上新最終処分場、東部リサイクルプラザにて処分する計画となっております。

ページ左側下段にありますように、周辺環境に対する配慮計画として、表記のとおり大気汚染・悪臭対策、騒音・振動、周辺配慮の対策を行う計画とされております。

ページ右上が航空写真で、赤線で囲った範囲が法51条許可区域になります。

<p>会長</p>	<p>ページ右下が、敷地の現況写真になります。</p> <p>以上、第1号議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご審議をお願いいたします。</p> <p>ご意見がございます場合には、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>はい、委員、お願いたします。</p>
<p>委員</p>	<p>説明ありがとうございます。</p> <p>何点かお尋ねしたいことがあるので、質問させていただきます。</p> <p>まず、都市計画上の課題についてということで、問題ないというご説明をいただいたんですけど、周辺に田んぼもある農振地域ではないかと認識をしております。用途地域は無しということでしたが、そもそも地目は何なのかということと、農振地域は掛かっているのかどうかということについてお尋ねします。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>はい、事務局、お願いたします。</p> <p>地目につきましては、池沼ということになっています。農振農用地には指定されておられません。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>はい、委員、お願いたします。</p> <p>これについては、法律上問題がないということだとは思いますが、実態でいうと、もう既に陸地になっていて、雑種地か何か、実態に合わせた変更というのが必要ではないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>はい、事務局、お願いたします。</p> <p>地目について、建築基準法の規定というのはございません。また、廃掃法における施設の設置許可においても、登記地目の問題等はないと考えております。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>はい、委員、お願いたします。</p> <p>法律上問題がないと分かっているんだけど、変えたらどうかと</p>

<p>会長 事務局</p>	<p>いうことでお尋ねしたんです。</p> <p>別のところの話ですけど、保育園を建てているところの地目が田だったりして、実態と違うじゃないかという話をしたことなどがありまして、やっぱり地目は実態に合わせたものとして変えていくというのが望ましいものではないかと思っているのですが、その点については何らか市として物を言ったりすることがないかどうかということについてお尋ねをします。</p> <p>はい、事務局、お願いいたします。</p> <p>不動産登記法においては、地目が実態に即していない場合、地目変更しなさいよという規定がございますが、建築基準法では、建築確認や建築許可処分において守らないといけない建築基準関係規定の中に、不動産登記法は入っておりませんので、どうしても地目を変えなさいということはこの許可の中では言えません。なので、地目を変えたらいかがですかというようなアドバイスはできるかと思うんですけども、この許可の中で条件として変えないといけませんよというようなことは言えないという形になります。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>はい、委員、お願いいたします。</p> <p>アドバイスの意味で言えないかということでお尋ねをさせていただいたので、よろしく申し上げます。</p> <p>あと、地元との関係についてお尋ねをします。</p> <p>市道藤田3号線を今まで使ってこなかったのをこれから使うようにするというものであります。これは地元合意とか説明会というのはどういう状況でしょうか。</p>
<p>会長 事務局 委員 事務局</p>	<p>はい、事務局、いかがでしょう。お願いいたします。</p> <p>搬出経路となる、北側道路のことですよ。</p> <p>はい。</p> <p>北側搬入路は、確かに最小車道部分が3メートルという区域があります。それについては、道路管理者である南区の地域整備課から、道路法、道路構造令、車両制限令等の道路関係法令上の支障がないということは確認しております。それと。</p>

委員	地元への説明の状況について。
事務局	地元説明会は、事業者さんのほうで、令和4年3月17日、それから2か月後の5月20日、計2回開催しているとお聞きしております。
会長	はい、委員。
委員	特に異論などは出されなかったんでしょうか。結果については何か聞かれておりますか。
事務局	説明会の中で、近くでこういった廃棄物、ごみ、そういったものはあまりよろしくないというような一部の方のご意見もありますけど、概ねご理解をいただいているというふうにお聞きをしております。
会長	委員、お願いいたします。
委員	分かりました。不安の声も出てくるものではあると思っているところですよ。 せめて搬出の車、大型のトラックが通るわけですけども、これも南側の市道を通られるんですよね。道路としては、北側の川沿いのほうが規格が高いのではなからうかと思いますが、大型車だけでも住宅地を通らないような検討というのはできなかったんでしょうか。
会長	はい、事務局、いかがでしょう。
事務局	搬出経路とするに当たりまして、南側の道路においては、事業者が、計画地から広域農道に向けて、道路法24条申請でアスファルト舗装による拡幅工事を行い、幅員6メートル以上を確保しております。法定速度を遵守することはもちろんですが、搬出時においても事業者における自主的な速度規制等を徹底させることによって、振動、騒音、安全確保についての対応を適切に実施していくというふう聞いております。
会長	はい、委員。
委員	分かりました。見通しがいい道路だということで説明もいただきました。見通しがいい分だけスピードが出やすいものですので、これについてはしっかり注意を払っていただきたいということで要望いたします。
	あと最後、環境についてお尋ねをします。

	<p>ここはそもそも圧縮の施設だから排水は出ないものだと思うでしょう。あと、火は焚かないかどうかということについても確認をします。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>はい、事務局、お願いいたします。</p> <p>排水は出ません。また、火も使わないというふうになっております。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>はい、委員。</p> <p>それで、資料の3ページに生活環境影響調査のことについて数字も出していただいております。これは予測なんですね。できてから実測は行われるのでしょうか。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>はい、事務局、お願いいたします。</p> <p>生活環境調査は確かに予測ですが、事業開始後、定期的に必要な項目を検査していかれるとお聞きしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>はい、委員。</p> <p>定期的とは、どれぐらいの頻度でどなたが行われるのかということ、これは臭いについては特にはないのでしょうか。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>はい、事務局、お願いいたします。</p> <p>実施主体につきましては、事業者さんのほうで実施していただくようになると思います。それから頻度ですが、特に法律上規定はございませんので、必要に応じて実施していただくようになると思います。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>臭いについてはいかがですか。</p> <p>臭いについては、現況調査において、基準を下回っているとお聞きしております。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>はい、委員。</p> <p>頻度については特に決まってないということですが、住民の方から困ったというような声があったときには、これは適宜対応できるようにしていただきたいと思っております。</p> <p>声が上がってきたときには、市に間をつないでいただくというのは可能なかどうかを確認します。</p>

会長	はい、事務局、いかがでしょう。
事務局	もちろん地元の方からそういうお声もありましたら、私どものほうから事業者さんのほうへ適切な指導を行っていきたいと考えております。
委員	ありがとうございます。以上です。
会長	よろしいですか。はい。
	ほかにいかがでしょうか。
	はい、委員、お願いいたします。
委員	<p>確認なんですけども、廃プラの循環については本当に国としても重要な施策と思っています。それに対して岡山市さんが積極的に対応していただいていることを心より感謝申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>その中で、確認をさせていただければと思います。</p> <p>まず1つの、2ページに書いています都市計画上の観点なんですけども、都市計画審議会の議を経て許可ということになってはいますが、この観点というのは都市計画上の観点を基にして許可をするということで私は理解しています。この観点というのは何に基づいてこれが決められているのか、教えていただければと思います。</p> <p>というのが、ほかのところは地元の自治会の合意というのも入っているところもありまして、そこのところを確認させていただければと思います。</p>
会長	はい、事務局、いかがですか。
事務局	この位置の妥当性についての判断を何でするかというご質問ですが、私たちが一つの参考にしてるのが、国土交通省さんが出している都市計画運用指針であり、廃棄物処理施設を都市計画施設に位置づける場合の考え方を参考にしながら運用しております。
委員	元の基準は法律に基づいていますけど、その細かい項目と申しますか、それは岡山市さんで項目を作られているということでよろしいですか。
会長	はい、どうぞ、お願いいたします。

事務局	先ほどご説明したとおり、都市計画運用指針に基づいて、岡山市で必要な項目と思われるところを整理し、それに基づいて検討しております。
委員	ですから、法律の必要な最低限の項目は含まれていると、満たしているということで理解してよろしいですか。
事務局	はい、そのとおりです。それで、先ほど言われましたように、地元の関係等についてもそれはきちんと確認して、判断の一つとしてやっております。
委員	ですから、地元の関係については同意という形じゃないですけど、説明会をもって岡山市さんとしてはそこで地元の合意をおおむね得ているというふうに理解されているということでよろしいですね。
会長	はい、事務局、いかがですか。
事務局	それでよろしいです。
委員	分かりました。どうもありがとうございました。
会長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。
委員	はい、委員。 ご説明ありがとうございました。 1点ちょっと気になるのが、2ページのところの、学校、病院などの位置関係というところで、いずれも事業予定地から離れており影響がない位置関係にあるということが書かれています。位置は離れていても、車の移動が結構あると思いますので、全くないわけではないと思いますし、搬入と搬出の車も岡山市内各地からここへ集まってくるわけなので、そこら辺は学校あるいは病院への説明をどのようにされているのか、教えていただけますか。
会長	はい、事務局、お願いいたします。
事務局	まず、通学路への影響なんですけれども、搬入経路であります県道藤田妹尾線は、数か所で通学路と交差しますが、重複する区間はありませぬ。また、搬出経路である市道藤田3号線は、国道30号線との交差点に近い部分で、約110メートル区間が小学校、約30メートル区間

	<p>が中学校の通学路と重複することになります。重複区間の幅員は9メートルから10メートルということで、十分な道路幅員を有しているところ。また、小学校の通学路は、市道北側の住宅地を対象としていますので、児童は北側の路肩を通行するということから、南側を通行する搬出車両の反対側であるため、影響は少ないのではないかとこのように考えております。</p>
会長	はい、委員。
委員	ありがとうございます。
	それは市の考え方だと思うのですが、学校側はそういう事実をどのように把握できているのでしょうか。
会長	いかがですか。
事務局	学校それから病院のほうへ、現時点では具体的にこういう施設というようなご説明はできていない状況です。
会長	はい、委員。
委員	では、今後いろんな事業が進むについて説明が必要だというふうに私は思います。新しい施設ができるときにしっかりとそういうことが説明されているということ、関係される方がきっちり納得をしているということが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。
会長	はい、事務局、よろしいですか。
事務局	今後、工事も始まっていく中で、そういった学校であるとか施設、通学路との重複はほとんどないとはいえ、やはり生徒さん、児童さんとかにも影響を与えることと考えるので、必要な説明等を行ってこのように考えています。
会長	ありがとうございます。
	ほか、いかがでしょうか。何かございますか。よろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
会長	それでは、特にご意見もございませんようですので、審議についてはこれで終了させていただきまして、決を採りたいと思います。
	第1号議案「藤クリーン株式会社一般廃棄物処理施設の敷地の位置」について、当審議会としましては原案のとおり承認するというこ

<p>会長</p>	<p>とでよろしゅうございますか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございます。それでは、本案件につきましては全会一致で原案のとおり承認するものいたします。ありがとうございます。</p> <p>以上で本日の案件につきまして審議終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま会長よりご説明をいただいたとおり、本日の予定はこれで全て終了いたしました。本日は円滑な議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして第50回令和4年度第2回目の岡山市都市計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">午前11時10分</p> <p style="text-align: center;">【閉会】</p>